

牟呂中学校PTA会則

第1章 名 称

第1条 本会は、牟呂中学校PTAの会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は、下の諸項を目的とする。

- 1 家庭と学校との関係を密にし、生徒の健全育成について協力する。
- 2 保護者と教職員地域との協力を推進して、生徒の心身の健全な発達をはかる。
- 3 学校の教育的環境の整備をはかる。
- 4 社会の教育の振興をはかる。

第3章 方 針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。

第4条 本会は、営利的、宗教的、政党的関係をもってはならない。

第5条 本会は、児童福祉のため活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第6条 本会は、自主独立のものであって、他の団体の支配をうけるものではない。

第7条 本会は、教育委員会・学校管理者と学校問題について討議し、また活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提出するが、直接に学校管理や教職員の人事に干渉するものではない。

第8条 本会は、学校の財政維持及び教職員の給与並びに生活に関し、直接責任を負うものではない。

第4章 組 織

第9条 本会は、牟呂中学校の生徒の保護者またはこれにかわるものと教職員をもって組織する。

第5章 経 費

第10条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもって支弁する。

会費は、会員一世帯月額200円とする。

第11条 会費は、総会において多数決により決定する。

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 会費の余剰を蓄え、「牟呂中教育活動支援基金（仮称）」を設立し、今後の牟呂中学校の教育活動での不測の事態（例えば、南海トラフ大地震発生時に急遽お金が必要になったりした時や牟呂中創立周年記念事業を行う必要が発生した時、部活動で急に大金が必要となった時など）に備える。

第14条 本会費の一部をPTA特別会計に拠出し、生徒大会派遣費補助、部活動補助、生徒活動補助をすることで、円滑な活動となるようにする。

第6章 役員等の構成および職務

第15条 本会の役員、理事は次のとおりとする。

- | | | |
|------|---------|----|
| 1 役員 | (1) 会長 | 1名 |
| | (2) 副会長 | 2名 |

- (3) 統括部長 1名
- (4) 統括副部長 1名
- (3) 会計 1名
- 2 理事（役員補佐）
 - (5) 書記 1名
 - (6) 会計補佐 1名
 - (7) 会計監査 2名
- 3 理事（執行委員） 若干名 （役員、役員補佐以外）

第16条 会長は次の職務を行う。

- 1 総会、理事会、役員会を招集する。
- 2 必要に応じて臨時総会、理事会、役員会を招集する

第17条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第18条 理事（会長・副会長以外）は、次の職務を行う。

- 1 役員会の議事 並びに、この会の活動に関する補佐をする。
- 2 記録、通信その他の書類を保管する。
- 3 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第19条 会計は、次の職務を行う。

- 1 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
- 2 総会において、会計監査委員会による監査を受けた決算報告をする。
- 3 この会の財産を管理する。

第20条 この会の経理を監査するため、2名の監査委員をおく。

第21条 会計監査委員は、必要に応じ会計監査を行うことができる。

第22条 会計監査委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

第7章 理事の選出方法および任期

第23条 次年度理事は、牟呂中PTA会員および入会予定者の中から立候補者を募り、選出する。理事の選出を11月末日までに行う。

第24条 理事の任期は、1年とする。ただし、再選は妨げない。

第8章 役員等の選出方法および任期

第25条 次年度の役員、理事の選出は、次年度理事候補と当年度役員で選考会を開き、次年度会長候補者をはじめとする役員の内諾を受け、当年度理事会にはかり決定し、年度初めの総会で承認を受ける。

第26条 役員（役員補佐）の任期は、1年とする。ただし、再選は妨げない。また、副会長は次年度の会長候補とし、役員（役員補佐）の任期は2年とする。

第9章 集 会

第27条 本会の運営上、次の集会をもつ。

- 1 総 会 毎年1回以上開き、会務の報告をなすとともに、重要事項の協議をする。
- 2 理事会 会長、副会長、統括部長、統括副部長、全理事によって構成し、本会の

目的と能力に応じた計画を立てるとともに、計画遂行上必要に応じ例会を開く。

- 3 役員会 本会の役員で構成し、必要に応じて役員会で協議をしたのち、理事会へ審議をはかる。PTA活動が有意義かつ潤滑に運営できるよう全力を尽くす。総会に提出する報告書を作成する。

第10章 顧問

- 第28条 顧問は、該当校長、及び前会長とし、必要に応じ各集会に出席し指導助言をすることができる。

第11章 細則

- 第29条 本会則施行上必要ある場合は、別に理事会において細則を決める。また、理事会は細則を制定又は改廃した場合は、その結果を時期総会に報告しなければならない。

- 第30条 本会の会則は、総会において委任出席を含む出席会員の過半数の賛成により、改正することができる。

第31条 会員の入退会に関する規定

- 1 会長は、生徒の入学・転入に際し、その保護者の意思を尊重し、同意を得たうえでPTAへの加入を求めること。生徒の入学時・転入時の加入確認により、生徒が在籍している間、その保護者に再度の加入確認を要しないこととする。
- 2 会員の退会に当たっては、書面をもって会長に届け出ること。ただし、生徒の学籍がなくなった場合にはこの限りではない。
- 3 退会した会員の再度の入会はこれを妨げない。

第32条 役員・理事の補充について

- 1 PTA全会員を対象とし、役員・理事として会の運営に寄与することを希望する者は、理事会で過半数の承認が得られれば、会長より委嘱され、職務を行うことができる。

付 則

本規約は、平成 元年 4月 1日から施行する。

平成16年 4月 17日に改正する。

平成18年 4月 22日に改正する。

平成26年 4月 19日に改正する。

平成30年 4月 21日に改正する。

平成31年 4月 20日に改正する。

令和 2年 4月 25日に改正する。

令和 3年 4月 17日に改正する。

令和 7年 4月 25日に改正する。

令和 8年 4月 24日に改正する。

牟呂中学校PTA細則（特別会計運用規定）

- 1 目的： 牟呂中学校の生徒が、よりよい学校生活の環境を作るため、及び部活動を中心とした学校教育活動の充実を図るために、当該年度の一般会計では予算化できない必要な費用を、当該年度の判断で拠出できるように工面し、教育活動をサポートすることを目的とする。
- 2 収入： 原則、各世帯から月額200円で徴収するPTA本会計（PTA一般会計）から、年間一定額を特別会計として拠出する。
また、学校から出る資源の回収費と、当該年度の理事会で収益活動及び寄付活動が計画・立案・実施された場合の収益もPTA特別会計の収入とする。
- 3 支出： 備品の購入、活動費に限る。
- ① 拠出承認：学校側は特別会計予算が必要な内容に対し、予め概算見積もりをし、年度初めの役員会に提案する。
役員は、提案を精査し、当該年度内に承認決議をし、拠出するものとする。
- ② 高額もしくは複雑な事情のある拠出に関しては、当該年度の役員会にて協議の上、決定するものとする。
- 4 残金： 当該年度の特別会計の残金は、次年度PTA特別会計へ繰り越す。

※平成25年 2月 5日 理事会にて規約改定
※令和 3年 4月13日 理事会にて規約改定
※令和 8年 4月10日 理事会にて規約改定

牟呂中学校 P T A 細則（会員の入退会に関する規定）

この規定は、会員の入退会に関する事項を定める。

- 1 会長は、生徒の入学・転入に際し、その保護者に P T A への加入協力を求めること。
生徒の入学時・転入時の加入確認により、生徒が在籍している間、その保護者に再度の加入確認を要しないこととする。
- 2 会員の退会にあたっては、書面をもって会長に届け出ること。ただし、生徒の学籍がなくなった場合にはこの限りではない。
- 3 退会した会員の再度の入会はこれを妨げない。
- 4 本規定は、平成 3 0 年 4 月 2 1 日より実施する。